

化学物質管理

各工場の取扱量1t以上のPRTR対象物質は下表の8物質であり、新潟原動機全体としての2014年度の実績は下表の通りです。

物質番号	CAS番号	化学物質名	取扱量	大気排出量	水域排出量	移動量
438	1321-94-4	メチルナフタレン	36,440	182	—	—
87	—	クロム	13,067	—	—	9,818
80	1330-20-7	キシレン	8,617	6,863	—	50
384	106-94-5	1-プロモプロパン	6,463	5,929	—	534
53	100-41-4	エチルベンゼン	4,807	4,773	—	34
412	—	マンガン	4,776	—	—	96
296	95-63-6	1,2,4-トリメチルベンゼン	1,981	15	—	—
300	108-88-3	トルエン	1,431	1,431	—	—

(単位はkg)

改正フロン類法

フロン類の製造から廃棄まで、ライフサイクル全体を包括的に対策するよう、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)」が、平成25年6月に改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」と名称を改め、平成27年4月より全面施行されました。改正によりユーザーによる一定量以上の漏洩量の国への報告が必要となりました。新潟原動機では、これを受け、改めて点検表・チェックシートを定め、空調機器類を定期的点検し漏洩の未然防止に努めています。